

## 高等学校卒業程度認定試験規則の一部を改正する省令について

### 1. 改正の概要

高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）は、高等学校を卒業していないことなどにより、大学等を受験できない者を対象として、学校教育法第90条第1項の規定に基づき、高校卒業者と同等以上の学力があるかどうかを認定するために行われる試験であり、その試験科目等は高等学校学習指導要領に基づいている。

高等学校学習指導要領が、平成30年3月30日付けで改訂され、令和4年4月1日以降年次進行で新たな高等学校学習指導要領（以下「新学習指導要領」という。）が適用されることとなったことに伴い、高卒認定試験の試験科目等を新学習指導要領を踏まえたものとなるよう、高等学校卒業程度認定試験規則（以下「規則」という。）の一部改正を行う。

### 2. 改正の主な内容

#### ①試験科目の改正（別表第一欄）

規則第4条第1項において別表第一欄に定めることとされている試験科目について、下記表のように、教科「地理歴史」の試験科目のうち「地理A」「地理B」を「地理」に、「世界史A」「世界史B」「日本史A」「日本史B」を「歴史」に、教科「公民」の試験科目のうち「現代社会」「倫理」「政治・経済」を「公共」に改正する。

教科	試験科目の改正		
	改正前		改正後
地理歴史	地理A	「日本史A」、「日本史B」、「地理A」、「地理B」のうちから受験者の選択する1科目	地理
	地理B		
	日本史A		
	日本史B		
	世界史A	「世界史A」又は「世界史B」のうちから受験者の選択する1科目	歴史
	世界史B		
公民	現代社会	「現代社会」1科目又は「倫理」及び「政治・経済」の2科目	公共
	倫理		
	政治・経済		

#### ②試験科目を免除するための高等学校における修得科目の改正（別表第二欄）

規則第4条第2項において別表第二欄に定めることとなる試験科目の程度について、教科「国語」「地理歴史」「公民」「数学」「外国語」に係る科目を改正する。

教科	改正前	改正後
国語	国語総合	現代の国語及び言語文化
地理歴史	地理A	地理総合
	地理B	
	世界史A	歴史総合
	世界史B	
	日本史A	
	日本史B	

公民	現代社会	公共
	倫理	
	政治・経済	
数学	数学 I 又は工業数理基礎	数学 I
外国語	コミュニケーション英語 I 又は学校 設定科目として設けられた英語以外 の外国語	英語コミュニケーション I 又は学校 設定科目として設けられた英語以外 の外国語

### ③規定の適正化

その他所要の規定の適正化を行う。

### 3. 施行日等

令和6年4月1日施行。ただし、附則第6条については、公布の日から施行する。また、規定の適正化に属する内容についても、公布の日から施行する。

経過措置として、令和4年3月31日までに、高等学校に入学して試験科目に相当する科目を修得した者等に対しては、その願い出により当該試験科目についての試験を免除する（附則第3条から第5条）。

また、施行の前日に新学習指導要領に基づく高等学校の科目を修得した者に対して、旧規則に定める当該試験科目についての試験を免除する（附則第6条）。

※ 施行について、高卒認定試験は18歳に達した日の翌日から合格者となる（規則第8条）ことから、令和4年4月1日に高等学校に入学した生徒が3年次となる令和6年度高卒認定試験からの実施とする。